

改正

令和4年3月28日告示第34号

(目的)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に要する費用の一部を補助することにより、町内における定住及び町内への転入を促進し、もって町の人口減少及び少子高齢化の抑制を図ることを目的とする。

(補助対象世帯)

第2条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- (2) 婚姻を機に新たに取得又は賃借した住居（以下「新居」という。）が、町内にあること。
- (3) 補助金の申請日において、夫婦の双方が新居に住民登録をし、現に居住していること。
- (4) 補助金の申請日以後5年以上、町内に定住する意思を有する世帯であること。
- (5) 夫婦の双方又は一方の婚姻日における年齢が満39歳以下であること。
- (6) 所得証明書をもとに、補助金の申請日の属する年の前年（申請日の属する月が4月、5月又は1月から3月までの場合にあつては、前々年）の1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した額が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれの計算方法により算出した額とする。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合、離職した者については、所得なしとして夫婦の所得を算出するものとする。
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。
- (7) 夫婦の双方が町税を滞納していないこと。
- (8) 夫婦の双方が新温泉町暴力団排除条例（平成24年新温泉町条例第17号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 夫婦の双方がこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (10) 補助対象となる経費について、他の公的制度による補助等を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った費用で、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住居費 次に掲げるものをいう。
 - ア 住宅取得費用 新規の住宅取得に要した費用（夫婦の共有又はいずれかの一方の名義で当該物件を登記したものに限る。契約書を交わさない取得及び贈与又は相続によるものを除く。）で、婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。
 - イ 住宅リフォーム費用 新居のリフォームに要した費用（倉庫、車庫に係る工事費用、外構に係る工事費用、家電購入・設置に係る費用は除く。）で、婚姻日より前に実施し

たりリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に住宅をリフォームした住宅であること。

ウ 住宅賃借費用 新居を賃借（賃貸人が夫婦のいずれか一方の3親等以内の親族である場合を除く。）する際に要した費用のうち当該物件の賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、新居を賃借する場合において、賃料及び共益費は1か月分を上限とし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は住宅手当分を差し引くこととする。

(2) 引越費用 婚姻に伴う引越費用で、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、前条に規定する住居費と引越費用を合算した額とする。ただし、1世帯当たり30万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新温泉町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 無職である旨の申告書（様式第2号）及び離職したことが分かる書類又はこれに代わるものの写し（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合）
- (4) 新居の工事請負契約書又は売買契約書の写し（住居費における取得又はリフォームの場合）
- (5) 新居の登記事項証明書の写し（住居費における取得の場合）
- (6) 新居の賃貸借契約書の写し（住居費における賃借の場合）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第3号。住居費における賃借の場合）
- (8) 住居費に係る領収書の写し
- (9) 引越しに係る見積書及び領収書の写し
- (10) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合）
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査の上、補助金の支給の可否を決定し、新温泉町結婚新生活支援補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、新温泉町結婚新生活支援補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が助成対象者の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 交付決定者は、町長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の求めに対し、速やかに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和3年3月26日告示第49号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日告示第34号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式 (略)